

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 4月 1日～ 2030年 3月 31日までの 5年間

### 2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

#### <対策>

- 2025年 4月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2026年 10月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を30%以上にする

#### <対策>

- 2025年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2026年 10月～ 男性の育児休業に対する管理職研修を行う

目標3：年次有給休暇取得率を75%以上とする。

#### <対策>

- 2025年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2025年 10月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に1回行う
- 2026年 1月～ 取得推進の為に案内を行う